

## 平成19年度エコ燃料実用化地域システム実証事業 採択された提案の概要について

### 1. 事業の趣旨・目的

輸送用バイオマス由来燃料（エコ燃料）の導入については、京都議定書目標達成計画（以下、目達計画）において2010年度に原油換算50万キロリットル導入するとの目標が掲げられている。これまでの取組により、我が国においてもバイオエタノールの生産設備の整備が始められていることから、今後適正な流通・品質管理体制が構築されれば、バイオエタノール混合ガソリンの大規模な導入が可能な状況となっている。

こうした状況を踏まえ、エコ燃料の普及を加速化させるため、大都市圏において実用化段階に近い規模で、バイオエタノール混合ガソリンの流通体制を構築し、その流通を通じて、自立的なエコ燃料生産・利用システムの成立を実証することを目的とする。

### 2. 受託者

大阪府

### 3. 事業費

平成19年度7億円

### 4. 事業実施期間

平成19年度～23年度の5カ年。ただし、平成20年度以降の事業については、所要の予算措置が講じられることを前提に、前年度の実施状況等の評価結果を踏まえて、年度ごとに委託契約を締結する。

### 5. 事業の内容

バイオエタノール3%混合ガソリン(E3)を製造して、関西圏・関東圏において自動車用燃料として販売し、原料調達から販売までの各生産・流通段階において、自動車用燃料としての品質を確保するために必要な管理手法やE3の社会的受容性等の検証を行うとともに、これに必要な設備の整備等を行う。

事業の概要は以下のとおり。実証事業フローは別添参考に示すとおり。

#### (1) E3の製造・流通・販売

バイオエタノールとガソリンを調達し、それらを混合してE3を製造し、関西圏・関東圏の給油所において自動車用燃料として販売する。具体的には以下のとおり。

- 大阪府堺市でバイオエタノール・ジャパン・関西株式会社（以下「BJK」という。）が製造する廃木材由来のバイオエタノールを調達し、中国精油株式会社の岡山油槽所にてE3を製造する。原料となるガソリンは、揮発油税に係る未納税移出手続が適用されたものを調達する（調達先は調整中）。E3製造

設備は、BJKにおける当面のエタノール年間生産量 1400k1 に対応した能力とする。

- この E3 をローリー出荷し、100 店舗以上のガソリンスタンドの経営実績を持つ港南株式会社、平成 16 年度からの E3 実証事業において E3 を供給した実績を持つ村川商会等の協力を得て、大阪府域を中心に 10～15 箇所程度のガソリンスタンドにおいて、大阪府で販売されているレギュラーガソリンの平均価格と同等の価格にて販売を行う。
- E3 の製造・販売は、必要となる設備の整備等を行った後、平成 19 年 8 月初旬から開始する予定。
- E3 の利用は、当面、ガソリンスタンド周辺の地方公共団体、事業者の所有車両等に利用者を特定して行うこととし、社会的受容度の向上に伴って利用対象者を広げる。

## (2) E3 の品質管理手法の検証

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」(以下「品確法」という。)に基づく揮発油規格及びエタノール混合ガソリンの特性等を踏まえ、E3 並びに原料のガソリン及びエタノールの品質分析や設備の検査を行うとともに、E3 の品質を確保するための品質管理手法を検証する。具体的には以下の分析等を実施する。

- 品確法に基づく揮発油規格及び標準規格に定める項目
- エタノール、ガソリン及び E3 の水分
- ガソリン及び E3 のリード蒸気圧
- 自動車用エタノールの品質
- E3 給油用設備の点検等

## (3) E3 の社会的受容性等の検証

今後エコ燃料を我が国において広く普及させていくためには、エコ燃料に関する国民の適切な理解が不可欠であることから、E3 利用者・ガソリンスタンド従業員等を対象に以下の調査等を実施する。また、本検証は、利用者が参加する評価委員会での助言を踏まえて実施する。

- E3 利用車両の運転性等に対する調査
- 排出ガスや燃費の実測データを用いた PR
- 上記を通じた、E3 の社会的受容度の確認と向上の検証

## (4) 必要な設備の整備等

上記の(1)及び(2)を実施するに当たって必要となる設備の整備又はリースによる調達等を行う。具体的には、以下の設備を対象とする。

- エタノールの安定的供給のためのエタノール貯蔵タンク等
- E3 製造設備及び同付帯設備、原料ガソリンタンク及びエタノール貯蔵タンク、E3 貯蔵タンク、出荷設備等
- E3 の品質分析に必要な設備等

- ・ E3 の販売に必要な設備等

(5) E3 利用の拡大のための取組

(3) の検証結果を踏まえて、E3 を販売する車両の拡大を行うとともに、事業者以外の一般ドライバー等利用形態の多角化を行う。

今後のエコ燃料製造量の増加、新たな木質系バイオエタノールの実用化・市場化、大阪府におけるエコ燃料の普及シナリオ、導入目標を設定して、エコ燃料の積極的利用拡大の方向性を示す。

(6) その他

E3 利用者に対するインセンティブ手法に関する検討、E3 の製造・流通・販売に関する事業性・採算性等の評価等を行う。E3 を利用することでCO2削減となることから、削減量を温暖化対策の取組成果として公表することを奨励し、大阪府において顕彰を行う。

## 6. 事業実施体制

大阪府が、事業を共同で実施する民間事業者と連携をとりながら、事業全体の進捗管理等を行うとともに、エコ燃料の普及拡大に向けた様々な検証事業を主体的に行う。

品質管理手法・社会受容性等の検証業務は、事業の共同実施者、E3 利用者、学識経験者等で構成する評価委員会の助言を得つつ進める。